## 公益財団法人愛媛県消防協会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県消防協会定款(以下「定款」という。) <u>第10</u> 条に規定する評議員、定款第22条第1項に規定する役員(以下「役員等」という。) 及び定款第45条に規定する職員に対し、支給する旅費について必要な事項を定める。

(旅費の支給)

- 第2条 役員等が、次の協会用務のため出張する場合は、旅費を支給する。
  - · 愛媛県消防協会理事会、評議員会
  - ・消防出初(観閲)式における協会長表彰授与
  - ・若手団員意見発表の審査員
  - ・関係機関の会議等
  - ・その他、協会長が必要と認めた用務
- 2 職員が、協会用務のため出張する場合は、旅費を支給することができる。
- 3 出張は、所定の手続きにより行う。

(旅費の計算)

- 第3条 旅費は、最も合理的な通常の経路及び方法により計算する。
- 2 旅費は、交通費、日当、宿泊料及び食卓料とし、別表1に規定する額を支給する。
- 3 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜あたりの額を支給する。
- 4 食卓料は、水路及び航空出張中の夜数に応じ1夜あたりの定額を支給する。ただし、 協会が用務上負担した場合は支給しない。

(委任)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、執行役員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 公益財団法人愛媛県消防協会役員等の旅費に関する規則は、廃止する。

## 別表 1

バス・船・鉄道賃		実費	
航空賃		実費(宿泊を伴う場合はパックを活用する)	
車 賃	共 通	1キロメートル 37円	
	役員等・公用車は支給しない。		
		・今治市や上島町のように橋を通行しないと移動できない場	
		合は、車種に応じた高速料金を支給する。	
	職員	・やむを得ない理由で私有車を利用した場合に支給する。	
日 当	役員等	2, 200 円	
	職員	行程 100km 以上 200km 未満	1,100円
		行程 200km 以上	2, 200 円
宿泊料		実費	
食卓料		2,200 円	